指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称:松之山指定棚田地域振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項(棚田等の名称及び範囲)

【旧松之山村】

松之山・新山・兎ロ棚田、光間棚田、水梨棚田、小谷棚田、大荒戸棚田、下川手棚田、 上川手棚田、湯山棚田、湯本棚田、天水越棚田、天水島棚田、藤倉棚田

【旧浦田村】

浦田棚田、黒倉棚田

範囲については、別添1のとおり。

- 2 指定棚田地域振興活動の目標
- (1) 棚田等の保全
 - ① 耕作放棄の防止・削減
 - ・ 令和11年度まで旧松之山村、旧浦田村における作付面積の現状 (280ha) を維持する。(前回計画では、慣習的に語られていた松之山全体の水田面積を目標数値としたが、今回計画では市の水田台帳から算出した面積を目標数値とした)
 - ・ 令和11年度までに、耕作放棄の防止を図るために、農道・水路・農用地の修繕・更新を10件以上実施する。(今回計画からの新たな目標)(現状、修繕・更新が必要と見込まれる個所数から目標数値を設定)
 - ・ 令和11年度までに、耕作放棄の防止を図るために、水路整備200m以上と基盤整備1ha以上を実施する。(今回計画からの新たな目標)(現状、水路整備と基盤整備が必要と見込まれる個所数から目標数値を設定)
 - ・ 令和 11 年度までに、地域内の水田を維持するために、休耕田に花ハスを 10a 以上植える。(今回計画からの新たな目標)
 - ② 担い手の確保
 - ・ 令和 11 年度までに、担い手の確保を図るために、農業機械等の共同利用組合を 新規に 1 組織設立する。(今回計画からの新たな目標)
 - ・ 令和11年度までに、集落の生活と耕作地の維持に取り組む新規就農者を1名以 上確保する。(令和6年度までに地域おこし協力隊の制度を活用し上川手棚田、 黒倉棚田、浦田棚田の保全に取り組む新規就農者を1人以上確保済みだが、引き 続き地域おこし協力隊制度を使って新規就農者を確保する狙いがある)
 - ③ 生産性・付加価値の向上
 - ・ 令和 11 年度までに、天水・藤倉棚田防除組合の活動を支援し、ドローンを用い たカメムシの自主防除を 20ha 以上実施する。(今回計画からの新たな目標)
 - ・ 令和11年度までに、用水確保と品質向上のために、畦塗機を購入し畦畔直しを300m以上実施する。(今回計画からの新たな目標)

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ① 農産物の供給の促進
- ・ 令和 11 年度までに、松里地区の棚田米の直販を行う「松里棚田米の会」の活動を支援することで、棚田米を 900kg 以上直販する。(今回計画からの新たな目標)
- ② 自然環境の保全・活用
- ・ 自然環境の保全意識の啓発に向けて、令和11年度まで、生き物調査・外来生物 駆除活動を年1回以上実施する。(今回計画からの新たな目標)

③ 鳥獣被害防止対策

- ・ 令和11年度までに、獣被害対策機材(電気柵、わな、現場ラジオ等)を購入して農家に貸し出し、黒倉棚田の被害面積を現状の3haから1haに減少させる。 (今回計画からの新たな目標)
- ・ 令和 11 年度までに、地域内の鳥獣害に対応するために、狩猟免許取得者を 1 名 以上獲得する。(今回計画からの新たな目標)
- ・ 令和11年度までに、鳥獣被害の防止を図るため、電気柵、わな、現場ラジオ等 の対策機材を20基設置する。(今回計画からの新たな目標)

④ 良好な景観の形成

・ 令和 11 年度までに棚田地域の景観整備のために桜を 10 本植樹する。(令和 6 年度までに天水越棚田に桜 20 本、アジサイ 50 本を植樹し、大荒戸棚田において桜 20 本を植樹済みだが、今回計画では新たに黒倉棚田で目標を設定する)

⑤ 集落機能の強化

・ 令和11年度までに、集落の除雪組織の作業負担軽減と活力低下防止のため、必要な機械を整備して集落内の主要道および住居からのアクセス道の除雪を担う1除雪組織の体制を維持する。(令和6年度までに浦田棚田において、相互扶助を目的とした除雪作業受託組織を1組織立ち上げ済みだが、今回計画では新たに黒倉棚田で目標を設定する)

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

- ① 棚田における都市交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興
- ・ 令和 11 年度まで、新潟大学と年間で 10 回以上の棚田農業体験を実施し、交流を 継続する。(令和 5 年度まで、新潟大学と棚田農業体験を通じた交流を実施した が、今回計画でも同大学との交流を継続する)
- ・ 令和11年度までに、つなぐ棚田遺産に指定された「留守原の棚田」にて、都市住民が参加する農用地の管理作業を年1回以上実施し、交流の拡大を図る。(令和3年度までに天水島(「留守原」)棚田において、都市住民及び商工会々員が協力して草刈りを行い関係人口10人を創出させたが、今回計画では交流の拡大を目指す)
- ・ 令和 11 年度までに、空き家を改修した交流施設を整備し、黒倉産蕎麦を利用した蕎麦打ち体験参加者を 20 人以上獲得する。(令和 3 年度までに黒倉棚田の耕作

放棄地 8.5ha の内 40a を蕎麦畑として再生したが、今回計画では蕎麦を利用した目標を設定)

- ② 棚田米を活用した6次産業化の推進
- ・ 令和11年度までに、黒倉産米を利用した発酵食品の製造を継続するために、老 朽化した加工設備1基を更新する。(今回計画からの新たな目標)
- ・ 令和 11 年度までに、美人林の直売所で、棚田地域の農産物等を利用した扱い商品を 1 商品追加する。(今回計画からの新たな目標)
- ・ 令和 11 年度までに、美人林の直売所で、棚田地域の農産物等を利用した商品の 会員制通販の機能を追加し、5 商品の販売を開始する。(今回計画からの新たな 目標)

3 計画期間

認定の月~令和12年3月

- 4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項
 - (1) 指定棚田地域振興活動の内容 以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。
 - 1)棚田等の保全
 - ① 耕作放棄の防止・削減
 - ・ 旧松之山村、旧浦田村の作付面積の現状(280ha)を維持する。
 - ・ 農道・水路・農用地の修繕・更新を10件以上実施する。
 - ・ 水路整備 200m と基盤整備 1ha 以上を実施する。
 - ・ 休耕田で花ハスを栽培する。
 - ② 担い手の確保
 - ・ 天水島棚田・天水越棚田・藤倉棚田において、農業機械等の共同利用組合を新規 に1組織設立する。
 - ・ 地域おこし協力隊等の制度を活用して、集落の生活と耕作地の維持に取り組む担 い手を 1 人以上確保するため、営農指導・販売支援や住居確保支援を行う。
 - ③ 生産性・付加価値の向上
 - ・ ドローンを用いたカメムシの自主防除を 20ha 以上実施するために、天水・藤倉 防除組合の活動を支援する。
 - ・ 畦塗機を購入し畦畔直しを実施する。
 - 2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮
 - ① 農産物の供給促進
 - ・ 棚田米を900kg以上直販するために、「松里棚田米の会」の活動を支援する。
 - ② 自然環境の保全・活用
 - ・ 生き物調査・外来生物駆除活動を年1回以上実施する。
 - ③ 鳥獣被害防止対策

- ・ 鳥獣害対策の機材を購入し農家に貸し出す。
- ・ 狩猟免許新規取得者を増やす。
- ・ 地域内の鳥獣被害対応の活動を支援する。
- ・ 鳥獣害対策として電気柵、わな等の機材を設置する。
- ④ 良好な景観の形成
- ・ 旧黒倉分校跡地に桜を10本植樹する。
- ⑤ 集落機能の強化
- ・ 集落内主要道路と住居からのアクセス道の除雪を担う除雪組織に必要な機械を整備し、除雪作業の負担軽減と活力維持を実現する。

3)棚田を核とした棚田地域の振興

- ① 棚田における都市交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興
- ・ 新潟大学と棚田農業体験を実施し、交流を継続する。
- ・ つなぐ棚田遺産をきっかけとした交流の拡大を図るために、留守原の棚田にて都 市住民が参加する農用地の管理作業を年1回以上実施する。
- ・ 交流施設として空き家を改修し、体験と交流イベントを実施する。
- ② 棚田米を活用した6次産業化の推進
- ・ 発酵食品を製造する山鳩グループの加工設備1基を更新する。
- ・ 美人林の直売所で、新たな扱い商品を追加し、販売を開始する。
- ・ 会員制通販の仕組みを構築し、顧客を募集する。
- ・ 会員制通販に適した商品(棚田地域の農産物等を利用した日本酒、米、山菜、イチジク、木工品等の商品)を開発して販売する。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記 I に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記 5 の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

松之山棚田地域振興協議会は十日町市、農業者、農業者団体、地域住民、NPO 法人、商業・観光業・建設業関係団体、一般住民団体で構成。参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項